

苫小牧市介護現場生産性向上講習会事業業務 委託業務仕様書

令和7年6月

苫小牧市

1 業務名

苫小牧市介護現場生産性向上講習会事業業務仕様書

2 業務の目的

高齢化社会の急速な進展に伴い、介護事業を始めとした福祉サービスの需要が年々高まっている一方、サービス提供事業所では慢性的な人手不足という課題を抱えている。

こうした中、令和6年度介護報酬改定においては、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置が義務付けられたほか、見守り機器やインカム等を導入した場合に算定が可能となる加算が新設されるなどされており、介護人材不足の中で更なる介護サービスの質の向上を図るため、生産性向上による職場環境の改善に向けた先進的な取組が推進されている。

そこで、本市においても、福祉現場で利用される各種システム・ICT機器・ロボット等（以下「システム・ICT等」という。）の活用について福祉事業者を導入を促し、福祉現場における従事者の負担軽減と業務の効率化の促進を目的として、「苫小牧市介護現場生産性向上講習会」を展示・講習会型式で開催する。

3 委託期間

契約日から、①展示・講習会開催日から30日を経過する日まで又は②令和8年3月31日のいずれか早い方までとする。なお、展示・講習会開催日は、苫小牧市と連絡・調整の上で、決定すること。

4 事業者の要件

- (1) 福祉現場で利用されるシステム・ICT等を取り扱う事業者との調整による講習会のコーディネートが可能であり、かつ、介護や障がい福祉などの福祉分野における業務内容等に精通している事業者であること。
- (2) 地方公共団体からの委託事業として、システム・ICT等の展示・講習会の開催実績があること。

5 委託業務の内容

本事業は、以下の事項に則って実施すること。なお、苫小牧市から特段の指示があった場合は、その指示に従うものとする。

- (1) 福祉業務の効率化、福祉業務従事者の負担軽減を図るシステム・ICT等を取り扱い、本事業に参加する展示事業者の募集及び調整業務
 - ア 福祉関連システム・ICT等取扱事業所等に対し、展示・講習会への出展募集活動を行い、システム・ICT等の展示については、8社以上から出展が行われる計画とすること。
なお、介護分野・障がい分野両方のシステム・ICT等の展示ができるように努めること。
 - イ 必要に応じて、福祉関連システム・ICT等取扱事業所向けの出展説明会等を行うこと。
 - ウ 展示・講習会に出展する福祉関連システム・ICT等取扱事業所一覧等を作成すること。
 - エ 展示・講習会への出展希望により生じる各種対応を行うこと。

(2) 展示・講習会事業の周知に係る業務

ア 各種広告媒体等を用いて市内福祉サービス事業所に本事業の開催を周知し、展示・講習会に参加する福祉サービス事業所の募集を行うこと。

イ 展示・講習会事業に参加する福祉サービス事業所に関する一覧等を作成すること。

(3) 展示・講習会事業の実施に係る業務

ア 市内福祉サービス事業所の職員が不便なく参集できる場所にあり、システム・ICT等の展示その他説明会等を実施するに当たり十分な広さや機能を有する施設を会場として「苫小牧市介護現場生産性向上講習会」を開催すること。

イ 展示・講習会実施により生じる各種対応（来場者への案内、声掛け、必要に応じた会場整理、誘導等を含む。）を行うこと。

ウ システム・ICT等の導入による生産性向上や職員の負担軽減、算定に影響のある加算、システム・ICT等を導入する際に利用できる補助金制度等についての説明ブースまたは説明会の時間を設けること（介護分野・障がい分野いずれの内容も含むものとする）。なお、システム・ICT等を導入するまでの期間でも実施できる、職場環境の整備や業務の明確化・役割分担等による生産性向上についての説明も含めること。

エ ケアプランデータ連携システムに関する説明会及び国民健康保険中央会担当者等からの説明を受けながら実際に同システムの操作を試すことができる体験会を実施すること。

オ 展示・講習会のアンケートを作成し、出展事業者及び福祉サービス事業者から回答を徴取すること。

(4) 事業実績の報告

事業終了後、以下の項目を取りまとめた事業実績報告書を作成し、電子データで苫小牧市に提出すること。

ア 福祉関連システム・ICT等取扱事業所の出展状況一覧（事業所名、住所、電話番号等）

イ 周知方法及び周知内容が確認できる資料（チラシ、メール本文等）

ウ 展示・講習会事業に参加した福祉サービス事業所に関する一覧（事業所名、住所、電話番号・参加者氏名等）

エ 展示・講習会に出展・使用した機器等がわかる資料等（カタログなど）

オ アンケート結果

6 委託料の取り扱い

委託料の支払は委託期間終了後の実績報告以降に一括で行う。

7 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、委託業務に関し知り得た個人情報及び機密情報を第三者に漏洩してはならない。このことは、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。

(2) 連絡・調整体制

苫小牧市との連絡・調整が速やかに行えるよう、明確な連絡・調整体制を構築すること。また、苫小牧市と打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提供を行う等、当該業務を適正に執り行うこと。

(3) 事業計画の提出

受託者は、契約締結後速やかに事業計画を提出すること。また、事業計画の内容について、大幅な変更が見込まれる場合は事前に委託者へ報告すること。

(4) 事業成果検証に係る追跡調査

本事業による成果を検証するため、苫小牧市から事業に参加した福祉関連 ICT・ロボット取扱事業所及び市内福祉サービス事業所に対する追跡調査の協力依頼があった場合は、適宜対応すること。

(5) 成果等の帰属について

ア 業務の実施により得られた成果、情報（個人情報を含む）等については苫小牧市に帰属するものとし、苫小牧市の承諾を得ないで、他に使用しあるいは公表してはならない。

イ 受託者は、著作権及び特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている業務仕様等を使用するときは、その使用等に関する一切の責任を負わなければならない。

(6) 再委託について

受託業者は、この仕様書で示す業務を第三者に委託しようとするときは、事前に苫小牧市の承認を得なければならない。

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上で定めるものとする。